

発議第5号

地方自治法第180条第1項の規定により市長において専決処分することができる事項の追加について

地方自治法第180条第1項の規定により市長において専決処分することができる事項を次のとおり追加しようとする。

平成25年2月22日提出

提出者 伊賀市議会議員

森永 勝二

中谷 一彦

西澤 民郎

森 正敏

空森 栄幸

安本美栄子

記

地方自治法第180条第1項の規定により市長において専決処分することができる事項の追加

地方自治法第180条第1項の規定により市長において専決処分することができる事項(平成16年11月11日議決)に次の1項を加える。

- 4 住宅新築資金等貸付金及び福祉資金貸付金の償還に係る訴えの提起、和解及び調停に関すること。